

口座管理手数料規定の一部改正に関するお知らせ

弊会にてご利用いただいております個人等のお客さまとの貯金・為替・両替取引につきましては、誠に勝手ながら令和3年3月31日（水）をもって終了させていただきました。

これに伴い、令和2年4月1日より口座管理手数料規定を制定しておりますが、この度、規定を一部改正いたしましたので下記のとおりご案内申し上げます。

なお、口座管理手数料規定につきましては「別紙」をご覧ください。

記

1. 改正後の内容

- ① 口座管理手数料徴求対象口座から貯蓄貯金を対象外といたします。
- ② 口座管理手数料徴求時の領収書について明記をしておりませんでしたでしたが、領収証の発行はいたしません。

2. 改正日

令和3年5月1日

以上

口座管理手数料規定

1. (口座管理手数料の概要)

この口座管理手数料は、当会の貯金規定に付帯するもので、当会に当座性貯金口座（当座・普通）をお持ちの全ての方が対象となるものです。

この口座管理手数料は、当会が利用者の方へサービス水準を維持するため、口座管理に係るシステム維持費用等をいただくものです。

2. (口座管理手数料の適用範囲)

口座管理手数料は、当会の全店舗の口座について発生する対象になります。ただし、会員、法人・権利能力なき社団等のキャッシュカード利用者、貸出取引先、遺産整理手続先等は除きます。

3. (口座管理手数料の額)

1口座あたり年額19,800円（税込）とします。

4. (口座管理手数料の引落とし等)

毎年3月31日を基準日として保有している口座について、毎年5月10日（休日の場合は翌営業日）に対象口座から引落とし（初回引落しは令和3年5月10日）をいたします。

ただし、令和3年4月1日以降解約される場合には、基準日の翌日から解約日まで月額1,650円（税込）を対象口座から引落しいたします。

なお、口座管理手数料は原則口座引落としとして取扱い、手数料徴求に係る領収書（領収証書）は発行いたしません。

5. (口座管理手数料額未満の口座解約)

口座管理手数料額未満の残高の口座については、0円となるまで口座管理手数料を引落したうえで、当会にて解約させていただきます。

6. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

7. (適用開始日)

令和3年5月1日

以上
(令和3年5月1日現在)